

## 入札案件の取消しについて

2025 (R7) 年 5 月 8 日

「2025 年度独立行政法人等に対するマネジメント監査の実施支援及び助言業務（その 2）（4 法人）」に係る一般競争入札（総合評価落札方式）において、職員が入札書を受領した際に誤って入札書の開封を行ったため、入札公告の取消しを行いました。

### 経緯

「2025 年度独立行政法人等に対するマネジメント監査の実施支援及び助言業務（その 2）（4 法人）」は、一般競争入札（総合評価落札方式）により、独立行政法人等に対するマネジメント監査の実施を支援し、必要な助言を行う業務を実施する事業者を選定することとなっております。

本件は、2025 (R7) 年 4 月 3 日に入札公告を行い、5 月 7 日～9 日に事業者から入札書の提出を受け、5 月 21 日に開札を行うこととしていたところ、5 月 8 日、手続きを熟知していない職員が、入札書を受領した際に誤って入札書を開封いたしました。

そのため、独立行政法人情報処理推進機構会計規程細則第 24 条「競争入札に付した場合は、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。」と定められているところ、開札前に入札書を開封したことから、入札として成立せず、入札公告を取り消すこととなりました。

なお、入札金額の書き換え等の不正行為は行っておらず、単純な手続き違反と考えております。入札者には、直接ご説明して謝罪しております。

### 今後の対応

今回の事案を踏まえ、再発防止のため、職員への調達事務の周知、複数職員による重複確認を徹底してまいります。